

(4) 要支援家庭対策の充実

【現状と課題】

社会的養護を必要とする子どもたちの生活の場として、乳児院、児童養護施設などの入所施設や家庭で子どもを預かる里親、施設と里親の中間的形態としての児童ファミリーグループホームがあります。社会的養護を必要とする子どもとその家族の状況は、近年、著しく変化し、乳児院・児童養護施設に入所していたり、里親に委託されている子どものほとんどは、親がいる、あるいは親が判明している子どもであり、遺棄された子どもは少ない状況です。このため、社会的養護のあり方については、子どもの養育とともに、親への支援が必要となってきています。

施設に入所した子どもについては、その生活が保障され、より適切な処遇のもとで養育されるよう、施設環境を充実していくことが求められています。また、里親制度についても、普及・啓発に努める必要があります。さらには、施設を退所した子どもの就労支援など社会生活に適応できるような援助を進めていくことが重要です。

川崎市におけるひとり親家庭の状況については、国勢調査の結果から見ると、母子家庭は、平成12年には5,145世帯であり、昭和60年以降をみると、平成7年までは減少しているものの、その後、増加傾向にあり、そのうち約8割が離別によるものとなっています。

父子家庭については、平成12年は899世帯であり、昭和60年以降をみると、母子家庭と同様に、平成7年までは減少しているものの、その後、微増傾向にあります。

母子家庭の中には、生計の中心者を失ったことにより経済的に厳しい状況にある世帯、子どもの養育や家事の問題を抱えている世帯、さらには精神的に不安定な状況にある世帯なども少なくなく、物心両面にわたる援助が必要になっています。

父子家庭においては、母子家庭に比べて、子育て等に関する相談相手が少なく、家事の支援と併せて、相談機能の充実が課題となっており、ひとり親家庭施策については、母子・父子家庭のそれぞれの実態に即した適切な支援を行うことが求められています。

知的障害のある子どもは、平成10年から平成16年にかけて1.5倍以上に増加しており、この他に障害が疑われる症状のある子どもが少なくない状況があります。

子育てに不安を持ったり、いじめや学習の遅れなどの問題行動の中にこれらの障害が疑われる子どもたちが存在することから、専門的な相談、保育所や学校などへの支援が求められています。また、「療育的支援」よりも母親を中心とした「子

育て支援」の方が有効なケースも少なくないことから、地域の子育て機関の連携した取組が求められています。

学齢児において、障害のある子どもの占める割合は増加しており、なかでもLD(学習障害)やADHD(注意欠陥・多動性障害)および高機能自閉症などの軽度発達障害児が増えています。

しかしながら、LDやADHDおよび高機能自閉症などの軽度発達障害児に対する「特別支援教育」は未だ組織的に行われておらず、保育所・幼稚園での支援体制の充実や保育所・幼稚園と小学校との連携を図っていく必要があります。

川崎市においては、地域療育センターの相談件数も、平成11年から平成16年にかけて1.5倍に増加しています。障害を理由に、地域の施設の利用日数が制限されたり、障害を理解した対応がなされず、有料のサービスを受けている場合もあり、支援を充実する必要があります。

また、社会適応が困難な自閉症児や強度行動障害、医療的な支援を必要とする重度心身障害児に対して専門的かつ総合的な支援が必要とされています。

【施策展開の方向性】

社会的養育が必要な子どものための施設や制度の充実を図るとともに、施設退所した子どもへの支援を充実します。また、母子家庭の自立を促進するため、経済的基盤の確立に向けた支援を進めます。さらには、障害のある子どもの総合的な支援体制を推進するため、専門施設の整備や家庭支援機能の充実、関係機関のネットワーク化などを図ります。

【推進施策】

◎は重点施策

推進項目	内容
■社会的養育が必要な子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none">○ 児童養護施設等で子どもたちのより良い生活環境を確保するため、職員の資質向上や設備等の充実に向け支援します。○ 市民の里親制度等への理解を深めるため、里親や児童ファミリーグループホーム制度の広報を充実します。○ 施設と里親の中間的形態としての児童ファミリーグループホームの増設に向けて検討します。○ 里親の知識の習得や体験の共有等で養育技術向上を図るための研修を充実します。

<p>■児童養護施設等を退所した子どもへの自立支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童養護施設等を退所した子どもの助言指導、及び社会生活への適応がスムーズにいくための支援事業を充実します。 ○ 児童養護施設等を退所した子どもの就労等自立を支援する児童自立援助ホームの設置を検討します。
<p>■ひとり親家庭への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子生活支援施設に入所している家庭の自立に向けた生活支援を充実します。 ○ 求人情報の提供等を行う就業・自立支援センター事業を実施し、母子家庭等の就業及び自立を支援します。 ○ 母子家庭等に対して、自立支援教育訓練給付金、常用雇用転換奨励金などの給付事業を実施し、就業機会の増大を図ります。 ○ ひとり親家庭等日常生活支援事業における支援員の研修の充実と父子家庭も含めた広報の充実を図ります。 ○ 父子家庭への相談体制の充実を図ります。
<p>■障害のある子どもへの総合的支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害児の総合的な支援を行う、障害児地域療育センターの新たな1か所整備を検討します。 ○ 障害児地域療育センターは、障害のある児童の在宅生活の充実に向けて、相談支援から、レスパイト等のサービスまで、利用しやすい体制の整備を検討し、家族支援機能の充実を進めます。 ○ 保健福祉センター、保育所、幼稚園、学齢期の子どもたちへの療育支援をネットワーク化し、系統的で継続的な援助を行う体制づくりを進めます。 ○ LD、ADHDや高機能自閉症等の対人面での障害のある軽度発達障害児への、就学前の集団生活の支援と、幼稚園・保育所への専門的な支援を推進します。 ○ LD、ADHD、高機能自閉症等の障害のある学齢児への総合的な支援体制の整備に努めます。 ○ 個別対応の重要性が高い、自閉症や発達障害に対する総合的な支援を推進する「発達障害者支援センター」の整備を検討します。

- 「地域の子育て支援」のキーステーションとして、保健福祉センター、障害児地域療育センターの連携により、専門的なコーディネートの確立に努めます。
- 障害が疑われる子どもを対象とした地域の子育てグループなどへの支援を進めます。
- 幼稚園、保育所における障害のある子どもの受入れを促進します。



(5) 経済的負担の軽減

【現状と課題】

「行動計画ニーズアンケート調査」によると、子育てにかかる費用（保育料・教育費）は、就学前児童、就学児童（小学生）とも1か月平均3.4万円となってています。

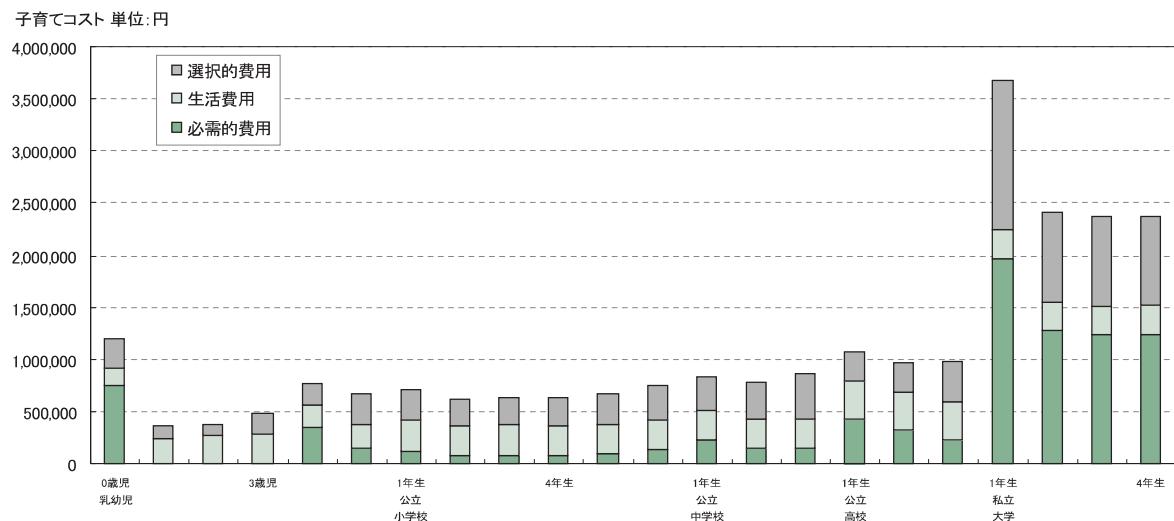
また、現実的な子どもの数が、理想とする子どもの数より少ない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という回答が、最も多く挙げられています。

一般的に、一人の子どもが成人するまでにかかる親の負担は2,000万円を超えると推計されており、子育てに対する経済的負担の軽減が求められています。

川崎市においては、小児医療費助成をはじめとする各種医療費助成制度の実施や私立幼稚園の保育料補助、小中学校児童生徒には就学援助を、さらに高校生には奨学金支給などを行っています。

今後とも子育て家庭の経済的負担を軽減していくとともに、児童手当制度等の充実について国に要望していく必要があります。

図 子育てコストの年齢別推移



(資料) 財団法人こども未来財団 平成11年度「子育てコストに関する調査研究報告書」

【施策展開の方向性】

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園等の保育料補助、教育費の援助、各種医療費の助成などを行います。また、児童手当や児童扶養手当の拡充について、国へ要望します。

【推進施策】

推進項目	内容
■幼稚園等の保育料負担の軽減	<ul style="list-style-type: none">○ 私立幼稚園に通園する園児の保護者に対し、その負担を軽減するため、保育料等の補助を行います。○ 幼児園（幼稚園類似の幼児施設）に在籍する幼児の保護者に対する援護費を交付し、幼児教育の推進を図ります。
■教育費の援助	<ul style="list-style-type: none">○ 経済的理由により就学が困難な家庭に対して、経済的援助（就学援助制度）を行います。○ 経済的な理由のため、修学が困難な高校生に対し、奨学金を支給します。
■医療費等の支援	<ul style="list-style-type: none">○ 小児医療費助成、重度障害者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、小児ぜん息患者医療費助成、小児特定疾患医療費助成等を実施することにより、子どもの健康と福祉の増進を図ります。○ 経済的理由で入院することが困難な妊産婦を援助する入院助産制度を実施し、経済的負担の軽減を図ります。
■児童手当制度等の充実	<ul style="list-style-type: none">○ 児童手当については、支給額の増額、支給対象年齢の拡大等、制度改正に伴う国庫負担区分の見直しを、また、児童扶養手当についても、父子家庭も含めた支給範囲の拡大、所得制限の緩和を国に要望します。

3. 子育て家庭を支援する地域づくり

(1) 地域における子育て家庭への支援

【現状と課題】

少子化や核家族化・情報化などの社会環境の変化に伴い、乳幼児や子育て家庭を取り巻く環境についても大きく変化しています。

一日中家の中で子どもとの関係だけで過ごしている親、子育ての不安や悩みを抱えている親、気軽にかける場所を求めている親子等に対して、子育て支援機関や地域住民がどのように支援できるかが課題となっています。

このような状況の中、支援の方向として、保育所や幼稚園・地域の関係機関がその機能・資源を有効に活用して子育て支援事業を展開していくことや、地域住民がさまざまな形で子育て支援に参加していくことができる人づくりが求められています。

そのためには、市民にとって身近な区役所を子育ての総合的な支援拠点として位置づけ、地域における子育て支援体制を強化していく必要があります。

また、「親子が気軽に集える場」、「子どもが安心して遊べる場」、「地域の人とかかわれる場」として、地域子育て支援センター（旧子育て広場を含む）など、親子がともに育つ環境を提供していくことも重要です。

【施策展開の方向性】

地域の特性を踏まえて子育て支援が展開できるよう、区役所を子育て支援の拠点として整備するとともに、地域子育て支援センター・子育てサロンなど親子が気軽に集える場を拡充・促進します。また、子育て関係施設等の機能を活用しながら、市民団体や子育てグループ等との連携を図り、地域における子育て支援体制を強化します。

【推進施策】

◎は重点施策

推進項目	内容
■区における子育て支援の拠点づくり	◎ 区役所を子育ての総合的な支援拠点として整備し、区を主体として、それぞれの地域特性を生かした子育て支援を展開します。

	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 区内における子育て関連施設等の連携体制の構築により、地域のだれもが安心して子育てができるよう支援を強化します。
■親子が気軽に集える場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 親子が気軽に集い、子育て情報の提供や相談の場としての地域子育て支援センター（旧子育て広場を含む）を拡充します。また、両親ともに利用できるよう、土曜・日曜に行事等を開催します。 <平成 16 年度 地域子育て支援センター 8 か所・子育て広場 8 か所 ⇒ 平成 21 年度 22 か所（旧子育て広場含む）> ○ 民生委員・児童委員や社会福祉協議会、市民自主グループ等が地域の中で主体的に実施している子育てサロン等を促進、支援します。 ◎ こども文化センターにおいて、乳幼児がより利用しやすくなるよう施設の整備を図ります。また、子育て相談などができるよう職員の専門性の向上を図ります。
■育児サポートの充実	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 市民同士が互いに子育て支援する「ふれあい子育てサポート事業」について、子育てヘルパー会員を増やし、より多くの援助活動ができるよう充実を図ります。 <子育てヘルパー 平成 16 年度 480 人 ⇒ 平成 21 年度 1,000 人> ◎ 産後間もない核家族等に、身の回りの世話や育児の援助を行う産褥期ヘルパー派遣事業を実施します。
■民生委員・児童委員、主任児童委員活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員、主任児童委員の地域における子育て家庭への相談・援助活動を支援するため、研修等を充実します。

**■保健福祉センター、
保育所、幼稚園等に
おける地域子育て支
援機能の充実**

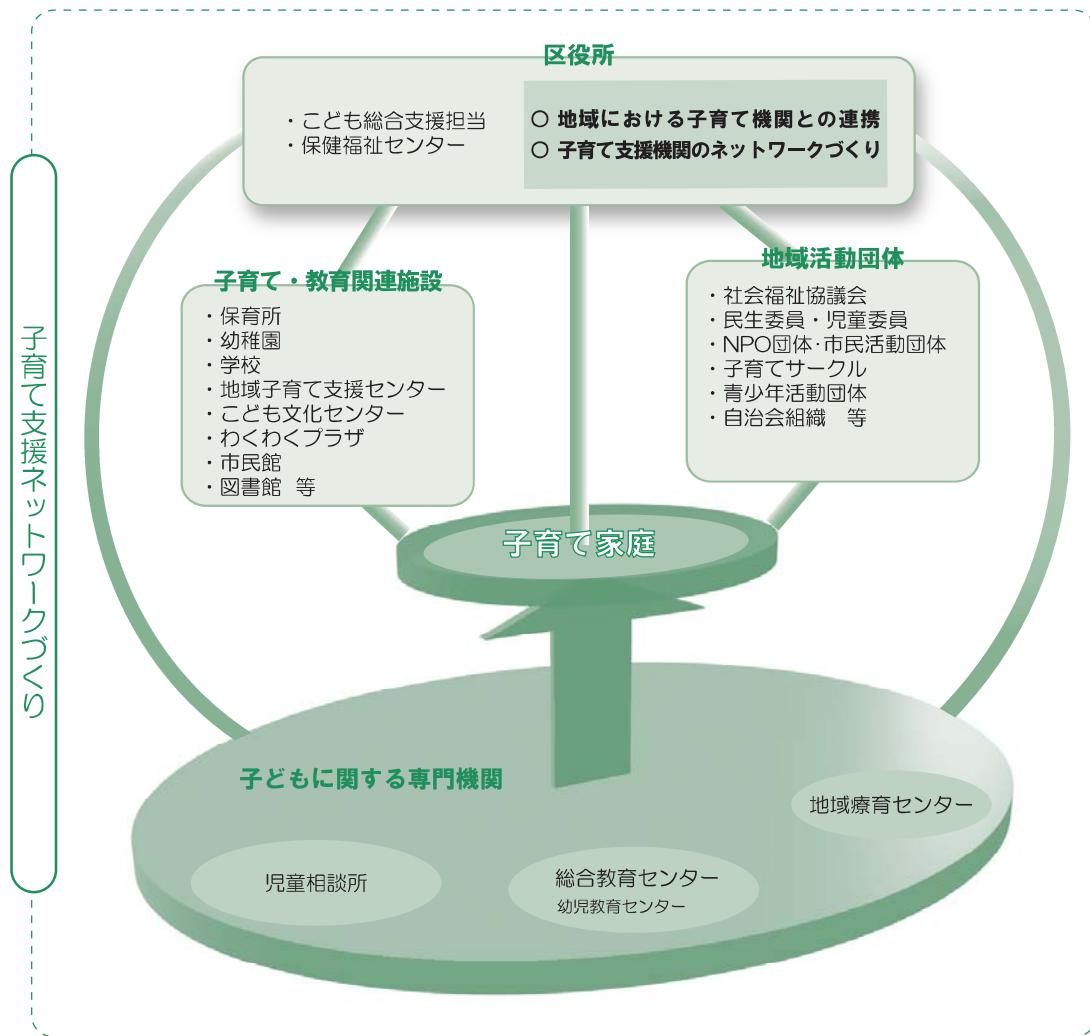
- 保健福祉センターの専門性を活用し、地域が主催する子育て講座等へ講師を派遣するなど支援を充実します。
- 幼稚園の在園児を正規の教育時間終了後も引き続き預かる「預かり保育」を推進します。
- 保育所や幼稚園において園庭開放や地域の子どもとの交流、子育て相談、保育参加などを行い地域における子育て家庭を支援します。
- 児童福祉施設等の養育機能や地域の子育て資源を活用し、保護者の疾病、出産等により家庭における養育が困難になった子どもを一時的に養育するショートステイ事業を拡充します。また、保護者が残業等により不在となり、家庭での養育が困難になった子どもを保護者が帰宅するまでの間預かるトワイライトステイ事業を実施します。

<ショートステイ事業 平成16年度 2人⇒ 平成21年度 各区5人程度の対応枠の確保>

<トワイライトステイ事業 平成16年度 0人⇒ 平成21年度 各区5人程度の対応枠の確保>



図 地域における子育て支援体制のイメージ図



(2) 相談・情報提供の充実と子育てネットワークづくり

【現状と課題】

子どもや子育てに関する相談は、育児をはじめ、子どもの心身の発達、いじめ、不登校、学習、非行など多岐にわたり、内容も比較的軽い相談から専門的な助言、支援を要する相談まで多様です。

これらの相談は、児童相談所、保健福祉センター、総合教育センターなどの各機関において実施されているほか、地域子育て支援センター、保育所、幼稚園などの身近な施設においても、それぞれの施設の専門性を活用し、相談に応じています。

また、気軽に相談できるよう、ヤングテレホン相談や思春期保健電話相談、電話教育相談などをはじめ、各相談窓口においても、電話による相談に応じています。

相談窓口については、インターネットや子育てガイドブック、パンフレット等で広報に努めていますが、相談機関の役割を明確化し、わかりやすく広報する必要があります。

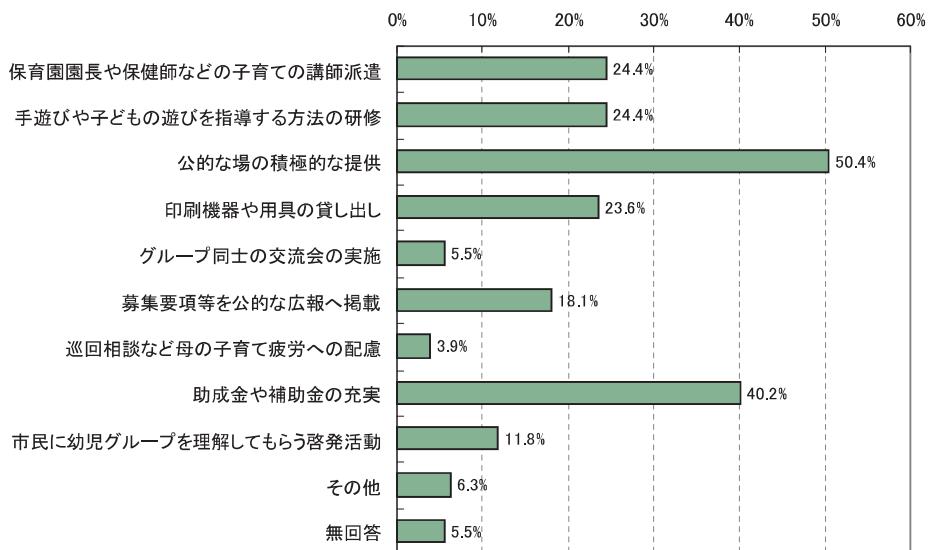
また、相談内容も家庭環境や社会状況の変化に伴い、複雑・多様化している状況から、相談に応じる職員の専門性を高めていくことが重要です。

情報の提供については、子育てに関する総合的な情報提供を求めている市民も多く、子育ての情報が容易に取得できるようなシステム作りが必要です。

そして、子育て関係機関や団体、地域住民のネットワーク化を図り、相談や情報提供を的確に行っていくことが重要です。

さらには、子育ての孤立化を防ぎ、仲間づくりを進めるために、子育てグループを育成するとともに、子育てグループに対して活動場所を提供するなどの支援をしていく必要があります。

図 子育てグループの公的サービスの希望（複数回答）



(資料) 川崎市「子育てグループアンケート報告（平成16年）」

【施策展開の方向性】

子育てについての相談窓口や広報を充実するとともに、児童相談所の機能強化を図ります。また、必要な時に必要なサービスが利用できるよう子育て情報の提供の充実を図ります。

さらには、子育て関係機関、団体、市民によるネットワークの形成や子育てグループの育成を図り、地域の子育て力を強化します。

【推進施策】

◎は重点施策

推進項目	内 容
■相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 市民の子育てについての相談に的確に対応するため、相談窓口の役割を明確化するとともに、市民にわかりやすく広報し、相談体制の充実を図ります。 ○ 乳幼児をもつ家庭の身近な相談窓口として、保育所、幼稚園の専門性や地域性を活用し、相談事業を進めます。 ○ 子育てに関するさまざまな相談に応じられるよう、相談員の専門性の向上を図るため、研修を充実します。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談内容により、より適切な窓口の紹介ができるよう、相談機関連絡会等の設置による連携・相互支援の強化を図ります。 ◎ 児童相談所における相談支援の強化、夜間・休日の電話相談や里親からの緊急連絡体制を確立するなど機能強化を図ります。
■子育て情報の提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育てガイドブック（全市版、区版及び外国語版）を作成し、子育て家庭への情報提供を充実します。 ◎ 子育てに関する情報のホームページへの掲載や子育て支援施設などにおける情報提供の充実を図ります。
■子育てネットワークづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 子育て関係機関、団体、住民等が連携し、地域における子育てネットワークづくりや世代間交流を推進します。 ○ 社会福祉協議会が実施する地域の子育て支援事業を促進します。 ○ 地域において、子育て中の人にはいさつなどの声掛けをし、子育てを温かく見守る地域活動を促進します。 ○ 地域の中で、市民の自主的な活動による子育て交流会等への支援を充実します。
■子育てサークル活動などへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ こども文化センター等における活動場所の提供や保健福祉センター等による講師の派遣などを行い、子育てグループを育成します。 ○ 地域において親自身が協力して子どもを保育する地域子育て自主グループへ活動費を補助することにより、乳幼児の健全な成長を支援するとともに、地域における子育て力を高めます。

(3) 健やかに育ち、育てる地域活動の促進

【現状と課題】

少子化・核家族化の進展により、子育て不安や人間関係の希薄化など、青少年を取り巻く環境が大きく変化し、非行や少年犯罪などの問題行動が大きな社会問題となっています。

川崎市においては、現在、子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、海洋少年団で構成する青少年育成連盟や、青少年指導員連絡協議会などの青少年関係団体と連携し、青少年の健全育成を図っています。

さらに、関係団体をはじめ、教育関係、関係事業者、マスコミと行政の連携により、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向けた、さまざまな事業を通じ、市民意識の醸成と合わせ、青少年の健全育成を進めています。

青少年問題は、青少年のみを対象ととらえることなく、大人のあり方が問われています。今後は、家庭や学校及び地域青少年関係団体とさらに連携を図りながら、効果的な青少年の健全育成を図っていく必要があります。

【施策展開の方向性】

青少年育成団体や青少年活動のための指導員への支援を図るとともに、少年団体リーダーの育成を支援し、青少年の健全育成のための地域活動を促進します。

【推進施策】

◎は重点施策

推進項目	内容
■青少年の健全な育成環境の形成	<ul style="list-style-type: none">◎ 青少年関係機関・団体、関係業界、行政が一体となって、青少年の社会環境健全化に取り組む、青少年の健全な育成環境推進事業を推進します。◎ 少年補導員への支援を行い、地域における青少年の非行の防止を図ります。
■青少年育成団体活動の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 青少年育成連盟への支援を行い、青少年の健全育成の推進と指導者の育成、青少年団体の活性化を図ります。○ 青少年指導員に支援を行い、地域社会で青少年の育成活動の推進を図ります。○ 青少年の社会参加・啓発を進めるため、川崎市青少年育成推進委員会が実施する青少年健全育成事業（青少年フェスティバル等）を推進します。○ 地域青少年活動の活性化を図るため、子ども会等が行う少年団体のリーダー養成事業への支援を図ります。

